

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和5年2月13日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当 : 池田

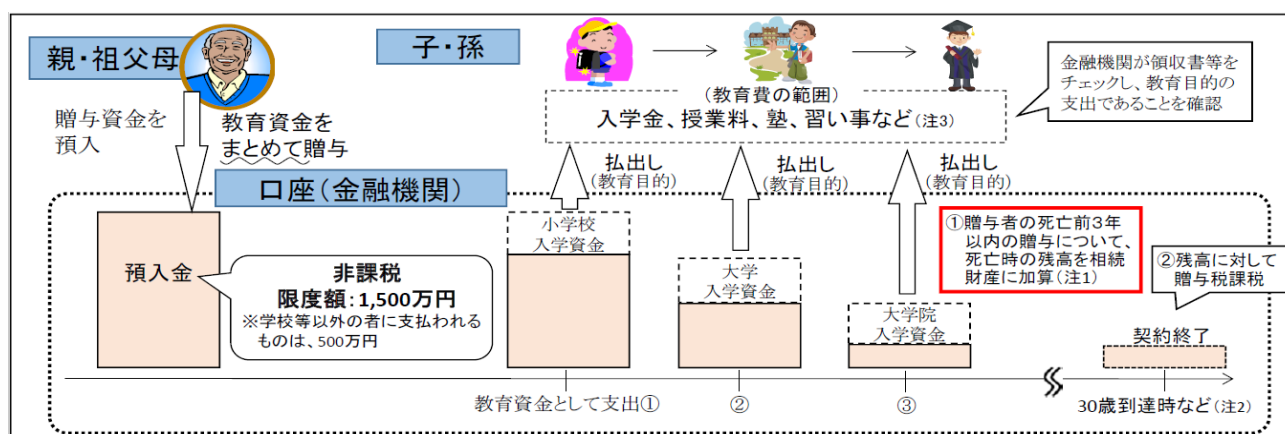
〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アテイ南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

資産家の最後のチャンス!!教育資金一括贈与非課税措置の見直し

1. 現行制度概要

- 直系尊属(親・祖父母等の贈与者)が、金融機関(信託銀行・銀行等・証券会社)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した資金は、子・孫などごとに1,500万円が非課税とされています。
- 受贈者は30歳未満の子又は孫など(直系卑属)とされ、所得要件は合計所得金額が1,000万円以下となっています。
- 贈与者が死亡した場合、死亡の日までの年数にかかわらず、一定の場合を除き、死亡日の管理残額を受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなされますが、受贈者が①23歳未満②学校等に在学中③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は加算の対象外となっています(注1)。
- 受贈者の30歳到達時など、契約終了時の残高に対しては、贈与税が課税されます。(出典:自民党税制調査会資料)



(注2) (1)30歳に達した日(上記(注1)②③に該当する場合を除く) (2)30歳に達した日後、上記(注1)②③に該当する日がなくなった年の年末(3)40歳に達した日(4)信託財産がゼロになった場合に教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日の残高に贈与税が課税されます。

(注3)23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用②学校等に関連する費用③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定されます。

2. 適用期限の延長と適用要件の見直し(適用期限が令和8年3月31日まで3年延長)

(1) 相続税の課税価格5億円超の贈与者の管理残高は課税に

贈与者の死亡の日を受贈者が①23歳未満である場合②学校等に在学している場合③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合、のいずれかに該当する場合は、管理残額(非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額)に対して相続税は課税されません。しかし、資産家が教育資金一括贈与の非課税規定を利用することが多く、相続税の課税が軽減となり、資産家優遇措置であるとの批判があります。そこで富裕層に限定して信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡し、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、受贈者が管理残額を贈与者から相続等により取得したものとみなされ、受贈者が孫等である場合には相続税額の2割加算の対象となります。

(2) 贈与税は一般税率を適用

受贈者が30歳に達した場合等において、管理残額に贈与税が課される時は、18歳以上の直系卑属に対する特例税率が適用されていましたが、改正案では贈与税の一般税率となり、基礎控除後の課税価格が300万円を超えると税負担が増大します。

上記(1)及び(2)の改正は、令和5年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

4. まとめ

現行では23歳未満又は学校に在学中であれば、相続発生時の管理残高について相続税は課税されていませんでした。今回の改正で相続税の課税価格が5億以上ある方は管理残高に対して相続税が課税されます。相続税の課税価格が5億円を超える方で子・孫・曾孫等に将来の教育資金を贈与税又は相続税がかからない形で渡すことを検討されている方は、今年(令和5年)の3月31日までに信託契約を締結すれば、今まで通り23歳未満又は学校に在学中であれば適用を受けることができるため、早急に手続きすることをお勧め致します。